

給水装置修繕費の負担区分及び修理工事実施要綱

平成3年5月21日改正

第1条 この要綱は、給水装置修繕費の負担の区分及び修理工事を施工するために必要な事項を定めるものとする。

(負担区分)

第2条 メーターを基点に上流側は水道局（以下「局」という。）の負担、下流側は水道使用者等の負担とする。

(メーターの移設)

第3条 メーターが敷地内の奥に設置されている場合は、工事標準仕様書に基づき公私境界から 1.5m以内にメーターを移設する。なお、メーターを移設する場合は、局職員の指示により移設するものとする。

2 移設に要する費用は、局の負担とする。

(管の布設替)

第4条 メーターを移設する際に、公私境界から旧メーターまでの管が老朽化している場合は、局の費用で布設替えする。ただし、建築物内は除くものとする。なお、管種については、露出配管の場合は水道用内面ポリエチレン粉体ライニング亜鉛引鋼管とし、埋設の場合は水道用ポリエチレン管（1種）或いは水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管を使用するものとする。

(メーター移設拒否への対応)

第5条 メーターの移設に同意しない水道使用者に対しては、メーター上流側で漏水が生じた場合においても使用者等の費用で修繕しなければならない。

2 水道使用者が修繕をしない場合において、局が修繕を行いそれに要した費用は、水道使用者等の負担とする。

3 水道使用者が修繕費を指定期限までに納付しない場合は、那覇市水道給水条例第35条により停止処分にする。

(対象の除外)

第6条 官庁、学校、病院、共同住宅、混合住宅、ホテル、各種公共施設、営利事業所についての費用負担は、公私境界で区分する。

付 則

この要綱は、平成3年6月1日から実施する。